

# 広島県 A 地域

## 離職後2年以内に他の単位地域（指定地域・特定指定地域以外）から 広島県 A 地域で登録するときの講習の流れ

※指定地域・特定指定地域：札幌地域・仙台地域・さいたま地域・千葉地域・東京地域・  
横浜地域・名古屋地域・京都地域・大阪地域・神戸地域・  
広島地域（広島県A地域）・北九州地域・福岡地域

### ※地理講習受講及び「法令・安全・接遇」試験と地理試験合格が必要

- ①受講希望日の前週金曜日までに F A X（082-293-9296）で申し込み（講習は地理のみ）  
┌ 受講申込書（別紙1）と受験申請書（第十六号様式） ┐  
└──┘
- ②講習受講料（2,700円）と試験手数料（6,000円）を現金で支払う  
（受付時：合計8,700円）
- ③地理講習受講
- ④「法令・安全・接遇」試験と地理試験合格
- ⑤登録と運転者証交付申請（手数料は現金で支払う：合計3,500円）  
※登録は新規登録となり、もとの単位地域の原簿から登録を削除していることが必要。  
登録消除をする時は、前雇用会社の運転者証が返納されていることが必要。

## 手数料一覧表

### 講習受講料

地 理  (地理教本代1,000円込)	2,700円
---------------------------	--------

### 試験手数料

両 科 目 (法令・安全・接遇+地理)	6,000円	法令・安全・接遇 のみ	3,400円
		地 理 のみ	2,600円

### 登録手数料

登録申請	1,750円
運転者証交付申請	1,750円

# 受講申込書

令和 年 月 日

広島地域認定講習実施機関

(一社) 広島県タクシー協会 会長 様

(広島県タクシー運転者登録センター)

受講希望日	令和 年 月 日、 月 日の2日間
-------	-------------------

※ 受講者 区分 <small>(下表右端)</small>	1	タクシー業務適正化特別措置法第7条第1項第3号に規定する講習（運転者として登録するための講習）として受講する方（登録の無い方）
	2	タクシー業務適正化特別措置法第18条の2に規定する講習（命令講習）として受講する方
	3	上記、受講者区分1・2以外で受講する方（登録が有る異動等の方） 【区分3は、講習1日目のみの受講となります。2日目の講習は対象外です。】

ふりがな 受講者の氏名	生年月日	※受講者区分（該当に○印、区分2の場合は、受講科目を記入）		
	昭和 平成 年 月 日	1 地理のみ	2 [ ]	3
	昭和 平成 年 月 日	1	2 [ ]	3
	昭和 平成 年 月 日	1	2 [ ]	3
	昭和 平成 年 月 日	1	2 [ ]	3
	昭和 平成 年 月 日	1	2 [ ]	3

所属事業者名： (一社) 広島県タクシー協会  
 電話番号： TEL (082) 233-9155  
 FAX (082) 293-9296

注1 受講申込みは、原則、受講希望日の前週金曜日までにお願ひします。  
 注2 講習1日目受付（午前8時30分～8時50分）で受講料、試験手数料（受験者のみ）をお支払ひください。

### ○受講料

- ・区分1：8,200円【法令・安全・接遇：5,500円（教本代1,000円込）、地理：2,700円（教本代1,000円込）】
- ・区分2：1科目1,700円、別に教本代1,000円
- ・区分3：5,500円【法令・安全・接遇：5,500円（教本代1,000円込）】

第十六号様式

受験申請書

一般社団法人広島県タクシー協会 殿

令和 年 月 日

申請者の氏名

生年月日 昭和・平成 年 月 日

住 所

タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく広島地域に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験の受験を申請します。

※一般社団法人広島県タクシー協会使用欄

事業者名

手数料納付確認		受理印	受験番号
両科目	6,000円		
法令、安全、接遇	3,400円		
地理	2,600円		